

厚生労働省に要望書を提出

平成25年10月11日午後、(公社)日本柔道整復師会 工藤鉄男会長は、(一社)全国柔道整復師連合会 田中威勢夫会長との連名で、厚生労働省に要望書を提出しました。

平成24年3月12日付けで厚生労働省から「柔道整復師の施術の療養費の適正化への取り組みについて」の通知が、各保険者に発信されました。さらに、平成25年3月19日には「柔道整復師の施術の療養費の適正化への取り組みについて」の適切な実施についての事務連絡が、各保険者に発信されました。

しかしながら、保険者の中にはこの通知を「拡大解釈」し、「接骨院・整骨院は病院ではありません！健康保険は使えません！」と大きくアピールしたパンフレットなど、目に余る違反行為を含んだ印刷物を配布し、適用の範囲を逸脱した被保険者への照会調査を繰り返し行っております。

これまでも厚生労働省には保険者指導をお願いしてきましたが、保険者側の違法行為は止まることがないため、このたび「適切な取り組み」の運営方法を通達していただき、さらなる指導の強化を要望した次第です。

日本柔道整復師会は、業界のリーダーとして、今後も他団体との連携を模索し、引き続き厚生労働省、各保険者への働きかけを行ってまいります。